

様式1

委員会規則第3条第1項に基づく届出書

令和5年12月15日

1. 執行機関の別	1:都道府県知事・市区町村等	▼
	☐ 知事	☒ 市区町村長等
2. 都道府県名	岡山県	
3. 市区町村名	新見市	
4. 届出番号	6	
5. 独自利用事務の事例番号	109-1	
6. 独自利用事務の対象者	重度心身障害者、精神障害者	
7. 番号法第9条第2項の条 例に規定した日	平成27年12月21日	
8. 保護評価の実施の有無	1. 有	▼
9. 評価書番号	35	
10. 保護評価書の名称	心身障害者医療費給付事務 基礎項目評価書	
11. 保護評価書のURLリンク	https://www.ppc.go.jp/mynumber/evaluationSearch/?search=1&hj_no=&kk_name=%E6%96%B0%E8%A6%8B%E5%B8%82&ev_name=%E5%BF%83%E8%BA%AB%E9%9A%9C%E5%AE%B3%E8%80%85%E5%8C%BB%E7%99%82%E8%B2%BB%E7%B5%A6%E4%BB%98%E4%BA%8B%E5%8B%99&ev_type=2&ev_type=3&ev_type=4&opn_date_from_gengo=5&opn_date_from_year=4&opn_date_from_month=9&opn_date_from_day=15&opn_date_to_gengo=5&opn_date_to_year=5&opn_date_to_month=12&opn_date_to_day=15&count=20&search=%E6%A4%9C%E7%B4%A2	
12. 委任関係		▼

執行機関名 新見市長

重度心身障害者等の医療費助成に関する事務

1. 準ずる法定事務の名称と趣旨又は目的の内容等

	(1) 法定事務	(2) 独自利用事務
①事務の名称	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による自立支援給付の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	新見市心身障害者医療費給付条例(平成十七年条例第百二十九号)に基づく医療費給付に関する事務であって規則で定めるもの
②番号法別表第1の項	84	
③番号法別表第2の項	109	
④番号法第9条第2項に基づき定める条例の名称及び①の該当部分		新見市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例別表第1 第2の項 新見市心身障害者医療費給付条例(平成十七年条例第百二十九号)に基づく医療費給付に関する事務であって規則で定めるもの
⑤事務の趣旨又は目的が規定されている箇所	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成十七年法律第百二十三号)第1条	新見市心身障害者医療費給付条例(平成十七年条例第百二十九号)第1条
⑥事務の趣旨又は目的	第一条 この法律は、障害者基本法の基本的な理念にのっとり、身体障害者福祉法、知的障害者福祉法、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律、児童福祉法 その他障害者及び障害児の福祉に関する法律と相まって、(障害者及び障害児)が基本的人権を享有する個人としての尊厳にふさわしい日常生活又は社会生活を営むことができるよう、必要な障害福祉サービスに係る給付、地域生活支援事業その他の支援を総合的に行い、もって障害者及び障害児の(福祉の増進を図る)とともに、障害の有無にかかわらず国民が相互に人格と個性を尊重し安心して暮らすことのできる地域社会の実現に寄与することを目的とする。	第一条 この条例は、(心身障害者(以下「障害者」という。))の受療を容易にするため、障害者に対し医療費支給の措置を講じ、もって障害者の(福祉の増進に資する)ことを目的とする。
⑦独自利用事務の関連規範		新見市心身障害者医療費給付条例(平成十七年条例第百二十九号) 新見市心身障害者医療費給付条例施行規則(平成十七年新見市規則第九十九号)